

食品中に残留する農薬等の 「ポジティブリストの制度と概要」

福祉保健部衛生薬務課

ポジティブリストとは

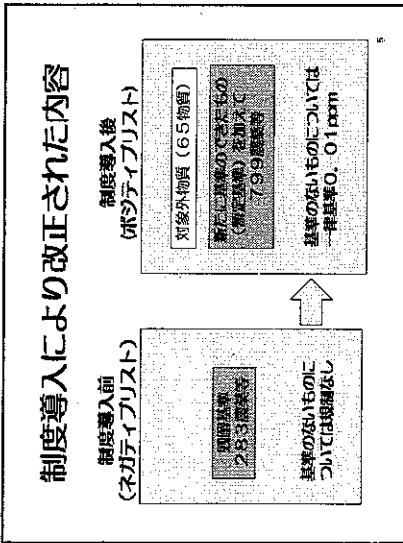
- ・ ネガティブリスト
原則規制がない状態で、
規制するものについてリスト化するもの
- ・ ポジティブリスト
原則規制（禁止）された状態で、
例外（使用、残留等）を認めるもの
についてリスト化するもの

食品衛生法第111条第3項 （農薬等の残留基準）

農薬等が、人の健康を損なうおそれのない量として定められた量を超えて残留する食品は、これを販売の用に供するた
めに製造し、輸入し、使用し、調理し、
保存し、または販売してはならない。

農薬等とは

- ① 農薬
（農薬取締法）
- ② 飼料添加物
（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律）
- ③ 動物用医薬品
（薬事法）



対象外物質 (65物質)

- ・ 農薬等及びそれらが化学的に変化したもので、ある程度残留したとしても、人の健康を損なうおそれのないことが明らかなもの
- ・ 農薬取締法での特定農薬など
- ・ 海外で残留基準を設定する必要がないとされたもので、使用方法に制限のないもの
アスタキサンチン、重曹、アスハラギン、チロシン、カルシウム、マツネシウム、シイタケ菌糸体抽出物、オレイン酸、レシチンなど

暫定基準とは

①科学的根拠に基づきすでに定められている基準を採用したものである。

- ・ 国際基準であるコーデックス基準
- ・ 農薬取締法に基づく登録残留基準
- ・ 動物用医薬品及び飼料添加物では、薬事法または飼料安全法に基づく承認時の残留限界値など
- ・ すでに科学的根拠をもとに基準を設定している諸外国の基準

②内閣府食品安全委員会の健康影響評価を行っていく。→現状では残留基準と同じ扱いとする。

<基準設定のイメージ>

(例) A 農薬

	基準値	参考基準
小麦	0.5ppm	コーデックス基準
みかん	0.1ppm	登録残留基準
茶		
牛の肉	0.05ppm	コーデックス基準
牛の乳	0.02ppm	海外参照国の基準

基準の設定なし
一律基準適用

8

一律基準の対象

- 残留基準が設定されていない農薬等が農作物等に残留
- 一部の農作物等には残留基準の設定されている農薬等が、残留基準の設定されていない農作物等に残留 (基準の設定されていない加工食品)

9

食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第11条第3項の施行に伴う関係法令の整備について

(平成17年11月29日付け食安発第1129001号)

- 告示第497号 一律基準告示
- 告示第498号 対象外物質告示
- 告示第499号 暫定基準等告示

10

食品一般の成分規格の改正

- 1 食品は抗生物質を含有してはならない。
- 2 食肉、食鳥卵及び魚介類は、抗菌性物質を含有してはならない。

食品は、抗生物質又は抗菌性物質を含有してはならない。

11

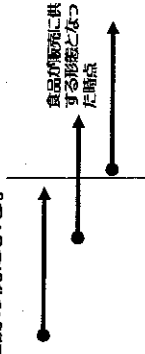
加工食品の取り扱い

- ① 残留基準に適合した原材料を用いて製造・加工された加工食品は、原則として、販売等を可能とする。
- ② 乾燥などの加工を行った食品では、水分含量をもとに試算した値により、原材料での違反の蓋然性を推定し、効率的な手法を用いて検討する。

12

適用の経過期間

- 平成18年5月29日から適用
- 平成18年5月28日までに製造され、又は加工された食品については、従前の例による。



13

平成18年度
山梨県食品衛生監視指導計画

食品分類	農薬	抗生物質 抗真菌物質	収去検体数 合計
魚介類		5	5
食肉	31	55	86
鶏卵		15	15
野菜果物	144		144
(その他)		5 (抗生物質のみ)	5
計	175	80	255

14